

●主な修正内容・方針について

亘理町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、亘理町防災会議が防災基本計画に基づき作成する計画で、亘理町における防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。この場合において、各省庁の防災業務計画又宮城県地域防災計画に抵触するものであつてはならないとされている。

現在の亘理町地域防災計画改定の平成 26 年 2 月以降、平成 28 年熊本地震や平成 28 年台風 10 号による水害をはじめとして、毎年のように大きな被害をもたらす自然災害が発生している。これらの自然災害からの教訓を受けて、法令の改正、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正が行われている。

本町の地域防災計画については、これらとの整合性を確保して、災害に対する本町の防災体制や対策をより効果的で実効性のあるものとすることが求められており、必要な修正を行うものである。

■最近の防災基本計画の修正履歴

修正年月	概 要
H26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正【第 2 弾改正】、大規模災害からの復興に関する法律の制定等を踏まえた大規模災害への対策の強化（各編） ・原子力規制委員会における検討を踏まえた原子力災害への対策強化（原子力災害対策編）
H26 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正（放置車両及び立ち往生車両対策の強化）、平成 26 年 2 月豪雪の教訓を踏まえた修正（自然災害対策に係る各編） ・原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編）
H27 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制の充実・強化に伴う修正（原子力災害対策編）
H27 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編） （広島土砂災害等の教訓を踏まえた修正）
H28 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の制度改正、災害対応の教訓等を踏まえた対策の強化に伴う修正（各編）
H28 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議防災対策実行会議「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正（各編） （平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害の教訓を踏まえた修正）
H29 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた修正（各編）
H30 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の改正を踏まえた修正（災害救助法、道路法等、水防法等、港湾法） ・最近の災害対応の教訓を踏まえた修正（平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 1 月～2 月の大雪）

出典：防災基本計画（内閣府ホームページ）からとりまとめ。

■最近の自然災害による教訓

項 目	概 要
水害・土砂災害に対する避難勧告・避難指示の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 8 月豪雨による広島市土砂災害では、局地的な短時間大雨による土砂災害により大きな人的被害が発生した。避難勧告の遅れや土砂災害警戒区域指定等についての課題が指摘された。 ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における茨城県常総市大水害、平成 28 年台風 10 号による水害における岩手県岩泉町の水害では、避難準備情報、避難勧告、避難指示が的確に行われなかったことが被害の拡大につながったことが課題として指摘された。 ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害では、洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川の氾濫による被害が大きかったことから、それらの中小河川に係る市町村による避難勧告の発令基準の設定が課題となった。
災害直後の避難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震では、災害直後の避難者への水・食料その他生活物資の提供や指定避難場所の提供に混乱がみられ、被災者への支援物資の供給、あるいは、避難所以外の場所に滞在する避難者へのサービスの提供などが課題となった。
要配慮者への避難指示等の情報提供・避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年台風第 10 号により岩手県岩泉町の要配慮者利用施設で大きな被害が発生し、要配慮者への避難情報提供と避難支援のあり方が大きな課題となった。
河川の土砂・流木による被害への対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害では、中小河川における土砂・流木による被害が大きかったことを踏まえ、透過型砂防堰堤や流木捕捉式治山ダムを設置等の対策強化を図ることとされた。

出典：災害記録等からとりまとめ。

近年の自然災害の教訓等を踏まえた防災基本計画等の修正を反映

- 近年の自然災害の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正及び宮城県地域防災計画の修正を反映させた修正を行う。
- 災害対策基本法や防災基本計画の修正は、基本的には宮城県地域防災計画（以下、「県計画」という場合がある。）に反映されていることから、具体的な修正案は、県計画の記載を踏まえて行う。
- 防災基本計画の修正等に伴う主な修正事項は、次の6つの項目で整理する。

1. 基本方針
2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
3. 被災者保護対策の改善
4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化
5. 地域（コミュニティ）の防災活動の推進
6. その他

関係機関及び本町の組織等変更に伴う修正

- 各機関の組織や処理すべき事務又は業務の大綱等については、県計画の記載に即して修正を行う。
- 町の組織変更等に伴い、災害対策本部体制等町の防災活動体制に必要な修正を行う。

本町の施策の進捗や関連計画の状況を踏まえて必要な修正

- 災害応急対応の要となる町役場の新庁舎や、防災拠点の一つとなる備蓄倉庫が来年度以降に供用開始される予定となっていることから、必要な箇所の修正を行う。
- 今年度から、地域防災計画の改定と並行して業務継続計画（BCP）の策定作業が行われている。両計画の整合性を確保しつつ、業務継続計画の要点等を地域防災計画に記載する等の修正を行う。
- 本町地域防災計画の修正を踏まえ、関係する次のマニュアルの修正を行い、整合性を確保する。
 - (1) 災害時職員初動対応マニュアル
 - (2) 災害対策本部設置・運営マニュアル
 - (3) 避難所開設・運営マニュアル

■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～避難指示・勧告等の発令体制の強化～

- 情報の的確な伝達のために避難指示等の名称変更
- 「避難準備・高齢者等避難」の活用

避難指示等の情報が対象者に的確に伝達できるように「避難指示(緊急)」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称の変更が行われ、避難指示等の性格が明確にされたことを受けて修正。

災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備・高齢者等避難開始を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・広島土砂災害（H26.8）

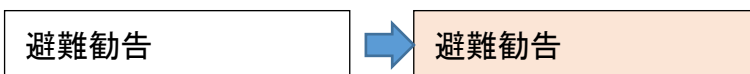
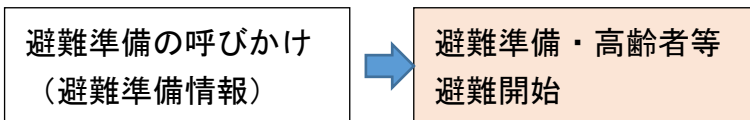
○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・防災基本計画の修正（H26.1、H27.7、H29.4）

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
3章 1 2節 *名称変更のみ	3章 1 2節 *名称変更のみ	3章 1 4節

■ 避難勧告等の名称変更とそれぞれの意味



- ・一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかける
- ・避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める

- ・住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す

- ・「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせる

■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～避難指示・勧告等の発令体制の強化～

●津波に対する避難指示の発令基準等の改正

改定された国の「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正。

- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的に避難指示（緊急）のみを発令する。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

※H27年9月関東・東北豪雨等を受け、風水害だけでなく、すべての災害について見直しが行われた。

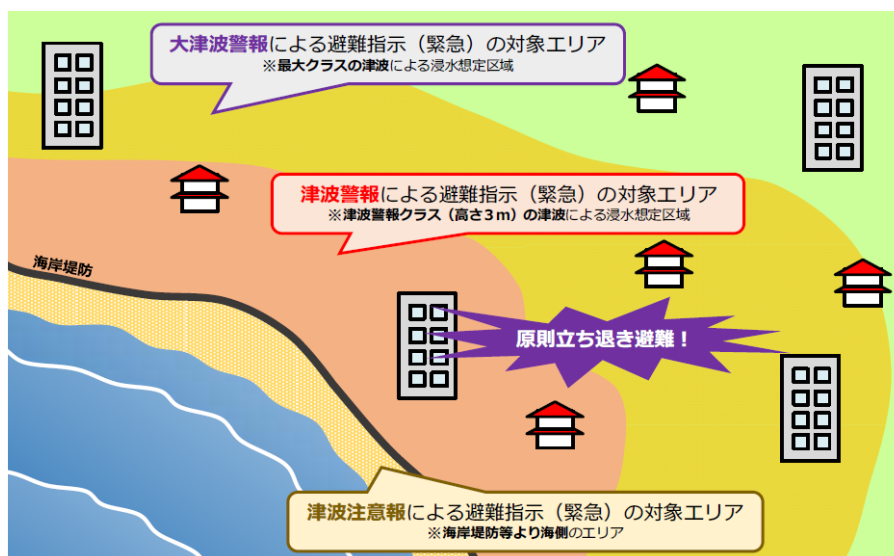
○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- 避難勧告等に関するガイドラインの改定（H29.1）

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
	2章 11節 3章 12節	

■大津波警報、津波警報、津波注意報で発表される予想津波高に応じて対象地域を指定。



■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～避難指示・勧告等の発令体制の強化～

●避難勧告等の発令基準を満たした場合は躊躇なく発令

避難勧告等の発令基準を満たした場合、指定緊急避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告等を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

※最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

・県地域防災計画の修正（H27年度）

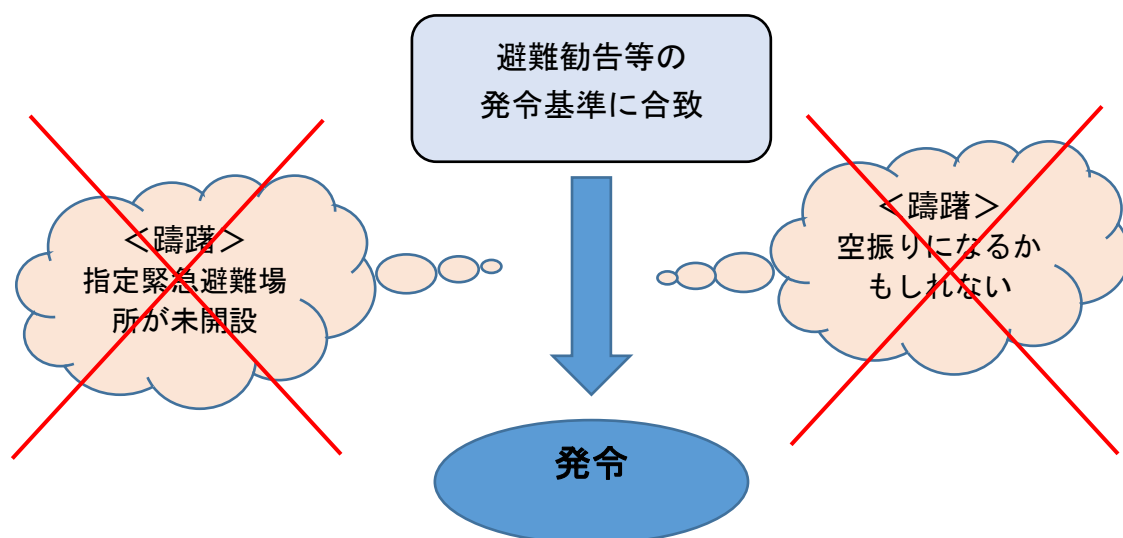
○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目 （修正する箇所）

地震

津波

風水害

3章
14節



■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～水害・土砂災害等に関する情報提供の強化の強化～

●土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に基礎調査の結果を公表することを義務付けしたことを踏まえて必要な箇所を修正。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・ 広島土砂災害（H26.8）

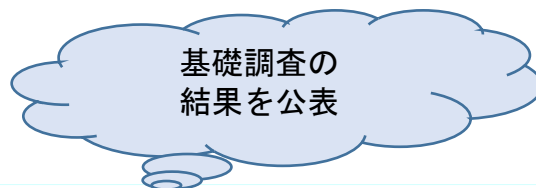
○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正）（H27.1）

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目（修正する箇所）

地震	津波	風水害
		2章 1節

■土砂災害に係る基礎調査と土砂災害警戒区域



土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]
 ・ 土砂災害防止対策の基本的事項
 ・ 基礎調査の実施指針
 ・ 土砂災害警戒区域等の指定指針 等

基礎調査の実施 [都道府県]
 ・ 区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県]
 （土砂災害のおそれがある区域）

基礎調査の実施
 渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について調査



区域の指定
 基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等を指定

■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～水害・土砂災害等に関する情報提供の強化の強化～

●河川浸水に関する情報提供の強化

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し公表することとされたことを受けて、その旨を追加。

その他の河川であっても、県は、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める旨が示されたため、必要な箇所を修正。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・ 関東・東北豪雨（H27.9）
- ・ 九州北部豪雨（H29.7）

○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・ 防災基本計画の修正（H28.2、H30.6）

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目 （修正する箇所）

地震

津波

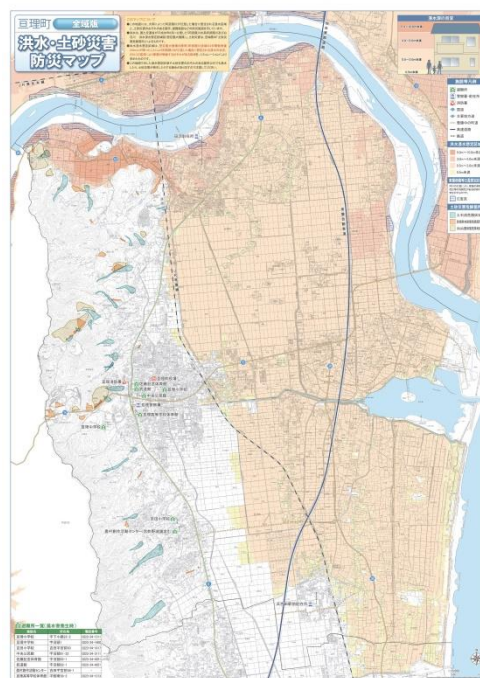
風水害

2章
1節

■巨理町防災マップ（洪水・土砂災害）

○阿武隈川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示している。

○国土交通省が平成28年6月に公表した「阿武隈川水系阿武隈川及び白石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」による。



■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～指定緊急避難場所と指定避難所等の確保～

<p>●指定緊急避難場所の指定 ●指定避難所の指定</p>			
<p>安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」として、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」として、両者を区別してあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正。 あわせて、指定避難所の指定基準や開設・運営のポイントを追加。</p>			
○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期			
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災（H23.3） 			
○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き			
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正（H25.6） 			
○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目 （修正する箇所）	地震	津波	風水害
	2章 21節 22節	2章 21節 22節	2章 16節 14節

■指定緊急避難場所と指定避難所

	概要
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○居住者等が津波や洪水等による災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 ○災害種別に応じて指定、特定の災害において、避難することが適切でないことがある場合はその周知を図ることが必要
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

※指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。

■ 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

～要配慮者（避難行動要支援者）に対する避難支援～

●洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設については、その名称及び所在地、災害に関する情報の伝達方法を市町村地域防災計画に記載することとされた。

地域防災計画に名称等を記載された上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い、必要な記載を追加。

上記の要配慮者利用施設の所有者等が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には、施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴い、必要な記載を追加。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・平成 28 年台風 10 号による岩手県岩泉町の要配慮者利用施設の被害

○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・防災基本計画の修正（H26.1、H28.2、H30.6）
※取組みが強化

○ 亘理町地域防災計画にて該当する項目 （修正する箇所）

地震	津波	風水害
		2章 1節 9節

■岩手県岩泉町における平成 28 年台風 10 号による被害



出典：東北大学

■ 3. 被災者保護対策の改善

●避難所における生活環境の整備等 (特に、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮)

避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて修正。現行の町計画では、生活環境の整備に関する包括的な記載はあるが、避難所の環境整備、避難所外避難者への対応についての記載を充実。

※すでに記載している事項もあるが、新たな事項を盛り込み、(1) 避難所の運営、(2) 避難所の環境維持、(3) 男女共同参画の項目でまとめて記載。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・熊本地震 (H28.4)

○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・災害対策基本法の改正 (H29.4)

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目 (修正する箇所)

地震	津波	風水害
3章 1 2節	3章 1 2節	3章 1 4節

■熊本地震における避難所



避難所での食料の配布



車中避難する被災者の車

出典：熊本県知事公室危機管理防災課（熊本地震デジタルアーカイブ）

■ 4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化

● 巨理町業務継続計画（BCP）の策定

巨理町業務継続計画（BCP）については、現在、策定中である。地域防災計画とBCPとが整合のとれたものとするとともに、地域防災計画に記載すべきBCPの要点について、検討し修正を行う予定である。

※防災基本計画において、業務継続計画を策定するに当たって、重要な6要素（首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水、食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）が明記された。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

- ・ 東日本大震災(H23.3)
- ・ 熊本地震 (H28.4) など

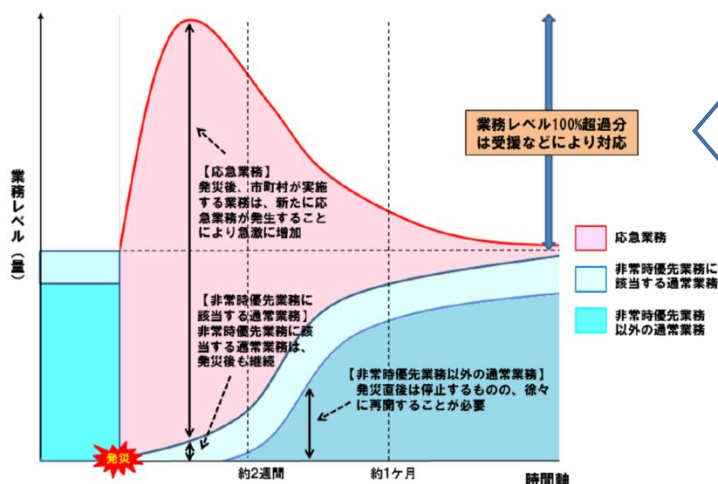
○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・ 防災基本計画の修正 (H28.2)
- ・ 町の取組み

○ 巨理町地域防災計画にて該当する項目 (修正する箇所)

地震	津波	風水害
2章 15節	2章 15節	2章 11節

■ 業務継続計画（BCP）



○ 人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において

- 優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定
- 業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め

限られた人的・物的資源を有効に活用して、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画

■ 4. 地方公共団体の災害応急対応体制の強化

● 緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令、また運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動すること等が可能となったことを踏まえ、必要な箇所を修正。

○ 修正する要因となった近年の災害・発生時期

※最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

○ 法改正・防災基本計画の見直し等の動き

- ・ 災害対策基本法の改正（H26.11）
- ・ 防災基本計画の修正（H27.7）

○ 亘理町地域防災計画にて該当する項目 （修正する箇所）

地震	津波	風水害
3章 10節	3章 10節	3章 12節

■ 緊急通行車両の妨げとなる放置車両



出典：東北大学